

「中間報告」の骨子

- ・ 「国際的な財務・事業活動を行っている企業」の「連結財務諸表」について、2010年3月期の年度財務諸表から、IFRSの任意適用を容認する
- ・ 日本における将来的なIFRSの強制適用の可能性を検討し、2012年ごろをめどに判断を行う
- ・ 2012年に強制適用を判断する場合には、実務対応上必要かつ十分な準備期間として、少なくとも3年間を確保することにより2015年又は2016年に適用開始する